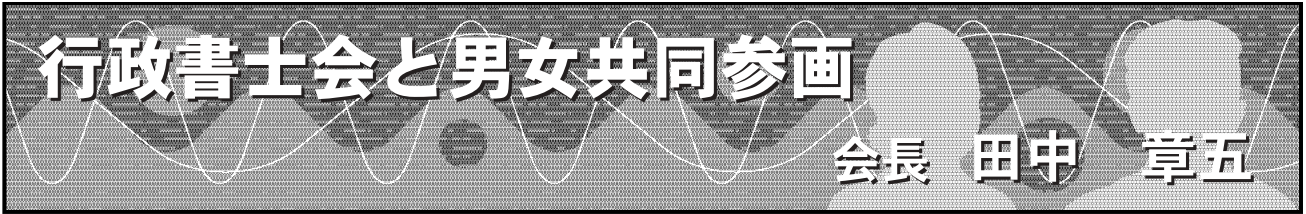




発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 田中章五
 編集人 山口秀子
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 発行日(月刊)
 平成15年9月10日



行政書士制度PRポスターのこと

毎年10月に展開する「行政書士制度強調月間」の今年の顔は女優・紺野美沙子さん、とのこと。去年が大桃美代子さん、その前は中井美穂さん、その前は。PRポスターに女優や女性タレントが起用されて久しい訳ですが、聞くところでは、何年か昔のポスターは人気女優とかで、ネットオークションで高値で落札されているらしい。

私の記憶によれば、一度ゴリラになったことがありました。しかし、何故か不評で女性のポスターに戻ったのです。日本全国に8万枚ものポスターが張り出されるとなると、やはり女性ものが一番なのでしょうが。

初の女性 記事のこと

日本行政8月号のトピックスで新潟会の相羽利子会長は、初の女性単体会会長誕生と大々的に報じられました。相羽会長については、個人的には業務を通して以前より面識があり、その活動・言動どれをとっても申し分のない方で、会長に就かれたのが遅すぎるくらいに思う人物です。

他方、滋賀会の会報には、初の女性支部長誕生として湖東支部の総会報告で山添稲子支部長が紹介されたところ。山添支部長の業績や経歴は今更申しませんが、支部長としての今後の活躍に期待が寄せられます。

お茶汲みのこと

滋賀会では、平成15年度役員改選で4名の女性理事が選任され、内2名は部長職にあります。また、各部・部会でも多くの女性部(会)員が選任されました。

そのような役員構成の中、先日の理事会での出来事。真夏の会議室はオブザーバーを含め定員一杯でヒート気味。休憩時間にペットボトルのお茶を買ったある男性理事が一言。「あんまりお茶・お茶とも言えないしねえ」。会議の合間に事務局職員や女性理事に、お茶を出して頂いた光景が直ぐさま思い浮かびました。

旧姓、旧名字使用のこと

以前より再三云われてきた旧姓、旧名字の使用が本年4月よりようやく可能になった。これは、登録事務処理

要領の一部改正によって、婚姻や離婚で名字変更があっても、行政書士名簿への変更登録申請をすることで職務上の旧姓使用を認めたもの。夫婦別姓でない現在の日本においては、非常に有益な措置が講じられたと言えるのではないのでしょうか。

ジェンダーのこと

滋賀県は、男女共同参画推進条例を平成14年4月1日に施行し、男女が共に輝いて生きる湖国づくりを推奨しています。無意識のうちに醸成された性差別や偏見に気付き、ジェンダー(生まれる前に決定される生物学的な性の違いに対し、出生後に周囲と関わりながら育つ中で、こうあるべきだとして身についた性差観念、社会的・文化的な性差)を容認する表現や意識の変革が求められているのです。

今、行政書士会の会員構成は約1割が女性です。徐々に増加傾向にあります。女性の活躍が顕著な状況で、男女共同参画の啓発とばかり、初の女性の冠をわざわざつけるべきなのか。いや、今こそ必要なのでしょうが。しかし、いずれポスターの性別やお茶汲みも男女の関係ない行政書士会が出来上がっていくことでしょう。

滋賀県行政書士会では、今後とも男女共同参画を推進すべく積極的に取り組んでまいります。会員各位のご理解・ご協力をお願いします。でも、その前に会長の意識を変革せよ!と、女性会員からバッシングの声が聞えてきたりして。?



今年度の強調月間ポスター